誓 約 書

（役員用）

私は、金属くず回収業に関する条例第４条第 11 号に基づき、同条第１号から第８号までに掲げる

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は金属くず回収業に関する条例第 23 条に規定する罪（無許可で金属くず回収業を営んだ者、偽りその他不正の手段により金属くず回収業の許可を受けた者、自己名義の許可で他人に金属くず回収業を営ませた者、金属くず回収業に関する条例第 19 条の規定による許可の取消及び停止処分命令に違反した者）若しくは刑法第 235 条（窃盗）、第 247 条（背任）、第 254 条（遺失物横領）若しくは第 256 条第２項（盗品等運搬、保管、有償譲り受け、有償処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過していない者（刑の執行猶予中の者を含む。）

３　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で金属くず回収業に関する条例施行規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の６の規定による命令又は同法第 12 条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの

５　住居の定まらない者

６　金属くず回収業に関する条例第 19 条の規定により、その金属くず回収業の許可が取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過していない者を含む。）

７　金属くず回収業に関する条例第 19 条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同条例第８条第１項第１号の規定による許可証の返納をした者（その金属くず回収業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して５年を経過していないもの

８　心身の故障により金属くず回収業の業務を適正に実施することができない者として金属くず回収業に関する条例施行規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

北海道公安委員会 殿

住所 ----------

氏名 ----------